第35講　明治初期の諸事業

1　四民平等

①四民平等

A　士農工商身分の撤廃(1869年)

あ　**華族**(公卿(くぎょう)・大名)⇒多くの特権あり

い　**士族**(一般武士)　⇒特権は徴兵令・秩禄処分・廃刀令により消滅。

☆一時期，微禄(びろく)の武士は「卒(そつ)」とされた。

う　**平民**(農・工・商・えた・ひにん)

B　形式的な平等政策

あ　**平民にも苗字(みょうじ)を許可**

い　**平民と華族･士族との通婚を許可**⇒しかし，華族･士族意識は強烈に残存。

う　**平民の移転・職業選択の自由**

え　身分解放令〔賤称(せんしょう)廃止令〕(1871年)

☆えた・ひにんの呼称を廃止したが，**“新平民”**という差別的呼称も残存し，形式的な解放令に過ぎなかった。

参考：**アイヌ**の立場

1878年　アイヌを“旧土人(きゅうどじん)”とする

1899年　北海道旧土人保護法の制定

☆保護地に集住，農業に従事させるなど**同化政策**をとった。

1997年　アイヌ文化振興法〔アイヌ新法〕の制定

C　**戸籍法(1871年)**

翌**1872年**，全国民の苗字と名前を登録(**壬申(じんしん)戸籍⇒初の近代的全国戸籍**)。

☆華族・士族・平民の別を記載したため，社会的差別の温存につながった。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

②士族の解体

A　**秩禄**(ちつろく)〔家禄・賞典禄(しょうてんろく)〕の整理

財政負担(歳出の30％以上)の解消をはかる。

1873年　秩禄奉還の法

☆希望者に一時金を支給，約３分の１を整理。

1875年　米の現物支給から現金支給〔金禄〕へと転換

1876年　秩禄処分(**金禄公債証書**(きんろくこうさいしょうしょ)による一時金の支給)

☆華族＝平均６万４千円，士族＝平均約500円

B　**士族授産**

あ　官吏(かんり)・巡査・教員・新聞記者など

い　帰農

う　**“士族の商法”**による下級士族の没落

え　**屯田兵**(とんでんへい)(**北海道**，1874年〜1904年)

C　**不平士族**の抵抗

徴兵令・秩禄処分・廃刀令により特権を失い動揺。

あ　**言論による抵抗⇒自由民権運動**

い　**武力による抵抗⇒士族の反乱**

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

2　地租改正

①目的

安定した財源の獲得，近代的土地私有の創出。

---

②前提

1871年　田畑勝手作を許可〔作付制限令の撤廃〕

1872年　田畑売買を許可　〔田畑永代売買の禁の撤廃〕

地価を定め地券〔壬申(じんしん)地券〕を発行

☆1886年，登記法(とうきほう)の公布により意義を失い地券制度は廃止となる。

---

③実施

1873年　地租改正条例

☆1881年までに，山林・原野(げんや)を除きほぼ完了。

---

④要点

A　**課税基準**

収穫高(石高)　⇒**地価**(地方官の査定により決定)へ

B　**納入方法**

物納　(米など)⇒**金納(地租は地価の３％)**

☆**1877年から2.5%に引き下げ。**

C　**納税者**

村請制(むらうけ)〔耕作者〕⇒**地主〔地券所有者〕**と確定

D　その他

あ　**入会地(いりあいち)のうち，所有権を立証できないものは官有地に編入。**

☆地租改正反対一揆の一因となる。

い　地価の１％を，地方税である**民費**として金納。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

⑤影響

A　**政府**

ひとまず安定した税収を確保し，財政の基礎が確立。

☆従来（江戸時代）の年貢収入を維持する方針で実施。

B　**地主〔地券所有者〕**

土地所有権が確立。**地租は定額で固定されているため，米価高騰（こうとう）により利益は増大。**

☆**寄生地主制**の確立。

C　**一般自作農**

高率の地租に苦しみ，小作人に転落する者が増加。一部は低賃金労働者として都市に流出。

D　**小作農**

高率の現物小作料により貧窮。一部は低賃金労働者として都市に流出。

E　**地租改正反対一揆**の多発

茨城県の茨城大一揆〔真壁（まかべ）騒動〕，三重・愛知・堺・岐阜県の三重・東海大一揆〔伊勢暴動〕（1876年）など

F　**意義**

財政の基礎・近代的税制の確立。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

3　近代産業の育成

①目標

富国強兵・殖産興業

---

②準備

A　専売制の廃止，株仲間解散　　　（1868年）

B　関所・津留（つどめ）・宿駅・助郷役（すけごうやく）の撤廃（1869年）

---

③官庁

A　**工部省（1870年**～85年）

鉄道・造船・鉱山・電信・工作などを管轄

B　**内務省（1873年）**

勧業・土木・地方行政・警察などを管轄

---

④指導

のべ3千人におよぶ**御雇外国人**（おやとい）の活躍。

---

⑤鉄道

A　**新橋～横浜間（1872年，イギリスの援助）**

☆53分間で首都と開港場を結ぶ“**陸蒸気**（おかじょうき）”。

B　大阪～神戸間（1874年）

C　大阪～京都間（1877年）

---

⑥軍事⇒旧幕藩施設の継承・拡充

東京砲兵工廠（ほうへいこうしょう），大阪砲兵工廠，横須賀造船所，長崎造船所，石川島造船所，兵庫造船所など。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

⑦**通信**⇒のち逓信省の管轄（1885年～）

A　**郵便**

1871年　**官営郵便制度の発足⇒前島密の建議**

☆東京～大阪間で郵便事業開始。まもなく全国均一料金制を採用し郵便網が発達。

1877年　万国郵便連合条約〔ＵＰＵ〕に加盟

B　**電信**

1869年　**東京～横浜間**

1874年　長崎～小樽間

☆長崎～上海の海底電線を通じて欧米と接続。

C　**電話**

1877年　輸入

1890年　官営の電話事業開始

---

⑧**海運**

内務卿大久保利通・大蔵卿大隈重信の庇護を受け，**岩崎弥太郎（土佐藩）**設立の**三菱会社**が躍進。

1870年　土佐藩営の土佐商会を譲り受け，九十九商会（のち三川商会）を創設。

1873年　三菱商会と改称

1874年　台湾出兵の軍事輸送に活躍

1875年　郵便汽船三菱会社に拡張発展

1877年　西南戦争の軍事輸送に活躍

1878年　紀尾井坂の変で大久保利通殺害

1881年　明治十四年の政変で大隈重信下野

1885年　**日本郵船会社**

☆競合相手の**共同運輸会社（政府・三井系）**と合併。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

⑨農業

A　**駒場農学校**　　（**東京府**）

B　三田育種場　　（東京府）

C　内藤新宿試験場（東京府）

D　**札幌農学校**　　（**北海道**，1876年）

☆教頭として**アメリカ人クラーク**が赴任しキリスト教にもとづく教育を展開。のち**内村鑑三・新渡戸稲造**らを輩出した（＝**札幌バンド**）。

E　安積疏水の開削（福島県）

☆猪苗代湖の水を郡山盆地に供給。

---

⑩産業

A　製糸・紡績の器械生産を促進

富岡製糸場・新町紡績所（群馬県），千住製絨所・品川硝子製造所・深川セメント製造所（東京府）などの**官営模範工場**を設立。

B　勧業政策

1877年　第一回内国勧業博覧会（東京上野公園にて）

1885年　農商務省の書記官前田正名が『興業意見』を編纂。

---

⑪北海道

開拓次官（のち長官）黒田清隆が**アメリカ人ケプロン**を顧問として招き，**アメリカ式大農場制度**の移殖をはかる。

1868年　箱館裁判所を設置

1869年　蝦夷地を**北海道**と改称，東京に**開拓使**を設置。

1871年　開拓使を札幌に移転

1874年　**屯田兵制度**の開始

1876年　**アメリカ人クラーク**を招き，**札幌農学校**開校。

1882年　開拓使を廃止，函館・札幌・根室三県体制となる。

1886年　三県ともに廃止，**北海道庁**を設置。

☆1900年に衆議院議員選挙法を施行。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

〈***Note***〉

Ⓒ RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

4　近代的貨幣・金融制度の整備

①近代的貨幣・金融制度の整備

A　**新貨条例**　　　　（**1871年，伊藤博文の建議**）

円・銭(せん)・厘(りん)の十進法による金本位制確立をはかる。

☆造幣局で**金貨・銀貨・銅貨**を鋳造。

☆実際には金銀複本位制（開港場では貿易銀，国内では不換(ふかん)紙幣を使用）。

B　新たな政府紙幣〔明治通宝札〕の発行（1872年）

太政官札（1868年），民部省札（1869年）に続く不換紙幣を発行。

C　**国立銀行条例**　　（**1872年，渋沢栄一の建議**）

アメリカの**ナショナル=バンク**の制度にならった**民間銀行**を設立。**民間の資本力で兌換(だかん)紙幣を発行させようとした。**

☆**発行銀行券の正貨(せいか)兌換(だかん)を義務付けた**ため，設立はわずか４**行**（第一国立銀行〔東京〕など）にとどまる。

D　**国立銀行条例改正（1876年）**

発行銀行券の正貨兌換義務を取り除いたうえ，金禄公債証書を資本金とすることも認められたので，第十五国立銀行〔華族銀行〕をはじめ設立が急増した。

☆第百五十三国立銀行（1879年，京都）まで。

---

②政商(せいしょう)の成長

三井組，**岩崎弥太郎〔三菱〕**，**古河市兵衛(ふるかわいちべえ)**，**五代友厚(ごだいともあつ)**，安田善次郎(ぜんじろう)などが政府と結託し特権を得た。

☆のちに**財閥(ざいばつ)**へと成長するものも多かった。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

〈*Note*〉

Ⓒ RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

5　明治初期の国際問題

①岩倉遣外使節団（1871年～73年）

A　**目的**

欧米諸国の視察と条約改正の予備交渉

B　**全権**

右大臣岩倉具視を大使に，**大久保利通（薩摩）**，**木戸孝允・伊藤博文（長州）**，山口尚芳（なおよし）（肥前）が副使として随行（ずいこう）。

☆新島襄（にいじまじょう）は通訳として，**中江兆民（ちょうみん）（土佐）・津田梅子**らは留学生として同行。

C　**結果**

欧米視察は一定の成果をあげるが，条約改正の予備交渉は完全に失敗。

☆記録係として随行した**久米邦武（くにたけ）**は『（特命全権大使）**米欧回覧実記（べいおうかいらんじっき）**』を著す。

D　**影響**

この外遊体験が，使節団と留守政府（三条実美（さねとみ）・西郷隆盛・板垣退助・江藤新平ら）との対立を引き起こし，**明治六年の政変〔征韓論争〕**が発生する。

---

②清国との関係

1871年　**日清修好条規（日本全権⇒伊達宗城（むねなり）　清国全権⇒李鴻章（りこうしょう））**

☆**わが国初の対等条約**だが，日本側は不満で1873年に批准（ひじゅん）。

琉球漂流民殺害事件

☆**台湾で琉球民が殺害される。**

1872年　**琉球藩**の設置（前年に鹿児島県に編入されていた）

☆**尚泰（しょうたい）**を藩王とし，華族に列する。

1874年　**台湾出兵〔征台（せいたい）の役（えき）〕**

☆琉球漂流民殺害事件を理由に**西郷従道（つぐみち）**が出兵。木戸孝允はこれに反対し政府から下野。

☆大久保利通が北京（ペキン）で交渉，駐清イギリス公使ウェードの調停により日清互換条款（ごかんじょうかん）を締結。清が日本に賠償金50万両（テール）を支払い，宮古・八重山（やえやま）諸島を日本領とすることで決着した。

1879年　**沖縄県を設置，琉球処分**を完了

☆前アメリカ大統領グラントの調停（先島分島案（さきしまぶんとう）＝宮古・八重山諸島を清に譲り，清は日本に西欧（せいおう）並みの権限を与える）は失敗。

☆琉球問題は，日清戦争における日本の勝利によって解決（1895年）。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

③朝鮮（李朝）との関係

1873年　**征韓論**⇒武力による朝鮮の開国をめざす

☆欧米の視察から帰国した岩倉具視・大久保利通・木戸孝允ら〔内治(ないち)優先派〕に敗れた，留守政府の**西郷隆盛・板垣退助・江藤新平ら〔征韓派〕が下野**（＝明治六年の政変）。

1875年　**江華島(こうかとう)事件**

☆日本の軍艦雲揚(うんよう)号が朝鮮を挑発，砲撃される。

1876年　**日朝修好条規〔江華条約〕（日本全権⇒黒田清隆）**

☆領事裁判権・無関税特権などを承認させた，**日本優位の不平等条約。**

☆釜山(ふざん)など3港（のち仁川(じんせん)・元山(げんざん)と決定）の開港と貿易の開始，**清国の宗主権(そうしゅけん)を否定。**

---

④国境の画定

A　**樺太(からふと)・千島(ちしま)交換条約**（**1875年**，ペテルブルグにて）

日本全権⇒榎本武揚(えのもとたけあき)　露国全権⇒ゴルチャコフ

開拓長官黒田清隆が，開拓事業専念のため樺太の放棄を主張。**ロシアに樺太領有を認める代わりに，日本が千島列島すべてを領有。**

B　**小笠原(おがさわら)諸島の領有**　（1876年）

前年に米・英に対し領有宣言，内務省のち東京府が管轄。

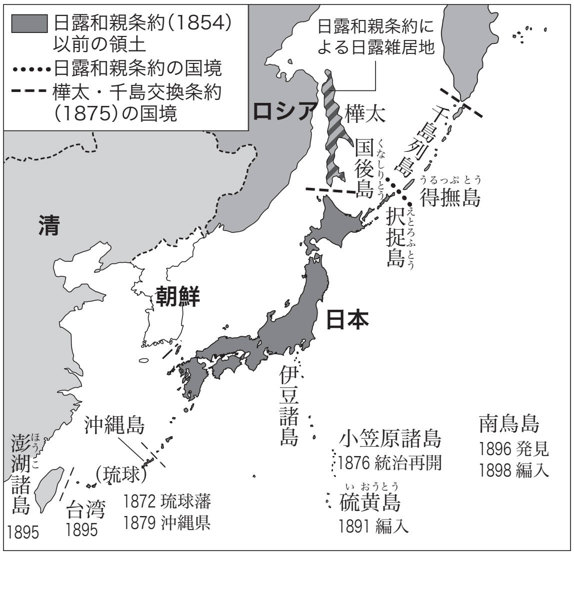

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

第 35 講　確認テスト

1　士農工商が撤廃され新たに設定された身分のうち，皇族に続くものとは？

①　華族　②　士族　③　卒　④　平民

2　前年の戸籍法にもとづき 1872 年に編纂された，初の近代的全国戸籍とは？

①　壬辰戸籍　②　壬申戸籍　③　戊辰戸籍　④　戊申戸籍

3　1872 年に解禁された農村向け法令とは？

①　田畑勝手作の禁　②　田畑永代売買の禁

③　分地制限令　④　流地禁止令

4　地租改正の導入時，地価の１％を金納する地方税を何といったか？

①　(加)地子　②　村入用・町入用

③　民費　④　固定資産税

5　“竹槍でドンと突き出す二分五厘”とよばれたように，農民一揆の影響で地租が３％から 2.5％に下げられた年とは？

①　1874 年　②　1876 年　③　1877 年　④　1878 年

6　殖産興業政策推進のため，1870 年に設置された省とは？

①　工部省　②　文部省　③　内務省　④　逓信省

7　1873 年，初代内務卿として政府の実質的リーダーとなった薩摩藩出身者とは？

①　西郷隆盛　②　大久保利通　③　松方正義　④　大山巖

8　1871 年の官営郵便制度発足に中心的役割を果たした人物とは？

①　横井小楠　②　大村益次郎　③　渋沢栄一　④　前島密

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

9　土佐藩出身の政商で，三菱の創始者となった人物とは？

①　岩崎弥太郎　②　安田善次郎
③　浅野総一郎　④　川崎正蔵

10　政府により東京府に設置されたものとして不適切なものを一つ選べ。

①　駒場農学校　②　三田育種場
③　内藤新宿試験場　④　新町紡績所

11　官営模範工場の富岡製糸場（群馬県）で指導にあたったフランス人とは？

①　ロッシュ　②　ブリューナ　③　ビゴー　④　モレル

12　1877 年，第一回内国勧業博覧会が開催された場所とは？

①　東京（上野）　②　横浜　③　京都　④　大阪

13　1871 年，伊藤博文の建議で制定された，円・銭・厘の十進法による貨幣制度確立をはかった法令とは？

①　新律綱領　②　新貨条例
③　国立銀行条例　④　日本銀行法

14　1871 年に横浜港を出た岩倉遣外使節団に随行し，『（特命全権大使）米欧回覧実記』を編纂した人物とは？

①　新島襄　②　久米邦武　③　中江兆民　④　津田梅子

15　1871 年に締結された，わが国初の対等条約とは？

①　改税約書　②　日清修好条規
③　日朝修好条規　④　樺太・千島交換条約

解答

1	①	2	②	3	②	4	③	5	③
6	①	7	②	8	④	9	①	10	④
11	②	12	①	13	②	14	②	15	②

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。